

改革の理念に沿った政策金融改革の実現を ～ 政策金融改革関連法案の審議入りにあたり～

今国会に政策金融改革関連法案が上程される。政策金融改革が、行政改革推進法¹の趣旨に則り確実に実行されたためには、これからの法案審議が極めて重要である。

しかし、今後、細部を詰める作業過程においては、改革が骨抜きにされる恐れも十分予想される。例えば新政策金融機関の経営トップには、天下りを許さないといった理念に沿った改革の実現には、官邸の積極的な関与が必要であり、安倍総理には、今後も強力なリーダーシップを発揮され、改革を断行されることを望む。

1. 新政策金融機関(株式会社日本政策金融公庫)について²

(1) 真に国が担うべき機能に徹し残高を削減すること

「民で出来ることは民に」任せ、かつ直接融資から証券化・利子補給・信用保証などに移行し、民業補完に徹し、残高を削減すべきである。しかし融資残高半減目標は、民営化・廃止機関により達成可能であるとして、現行融資残高がそのまま新政策金融機関に引き継がれかねない状況にある。

政策金融の機能を見直し、民間で融資可能な分野からは全面的に撤退すべきである。規模縮小のためには、例えば新政策金融機関発足後5年以内に、GDP比でさらに半減など、大胆な融資残高削減目標を新たに掲げる必要がある。

(2) 「明確な経営責任に基づく効率的な運営」のため組織の効率化を図ること

金融機関としての効率的な運営のためには、組織の縦割りを徹底的に廃し、管理部門の共通化や支店の統廃合を推進する必要がある。透明性を確保するとして、現行機関を基準に経理勘定を区分し、さらにそれを理由に主務官庁毎の現行組織を温存することは、改革の趣旨に反する。

¹ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(H18/6/2 公布法律第47号)

² 「政策金融改革に係る制度設計」(H18/6/27 政策金融改革推進本部、行政改革推進本部決定)によれば、新政策金融機関に関する基本的視点として、「国が担う機能としての政策金融の的確な実施」、「明確な経営責任に基づく効率的な運営」、「透明性の確保と評価・監視」、「利用者の利便性の維持・向上」、「国際金融部門の国際的信用及び主体性の確保」が規定される。

一つの機関として経営責任を明確にし、効率的な経営を行うためには、徹底的な組織の効率化が必要である。

(3) 「行政減量・効率化有識者会議」が改革の進捗状況を評価・検証すること

政策金融改革のプロセスについては、「行政減量・効率化有識者会議」により評価・検証を行うとされるが、法案骨子承認後は、具体的な開催予定がない。

「有識者会議」は改革の進捗状況を常に評価・検証する必要がある、法案についても必要に応じパブリックコメントに付すべきである。

(4) 「利用者の利便性の維持」は効率的な運営によって実現すべきであり、新たな財政負担を行うべきではない

「行政改革の重要方針」³には「新たな財政負担は行わない」と明記されており、「利用者の利便性の維持」は「効率的な運営」によって実現すべきである。収支差補給⁴は原則として行うべきではない。収支差補給を行う場合は、理由、根拠⁵と責任の所在を明確にし、透明性を確保すべきである。

(5) 新政策金融機関は一つの機関である

現在の政策金融機関を統合し、新たに設立する政策金融機関は、あくまで一つが基本である。国際部門については国際的信用および主体性の確保が必要であるが、しかしそのために国際部門を子会社化することは適当ではなく、ましてや国内部門の持ち株会社形式による経営統合は、基本原則に反する。

2. 民営化機関(日本政策投資銀行・商工組合中央金庫)について

民営化機関は、2008年の新体制移行後おおむね5年後から7年後を目途として完全民営化される。これらの機関が民間機関として真に自立するためには、経営の自由度確保が必要であり、何らかの制限や国の関与を残すための特別法を制定すべきではない。例えば完全民営化後の商工中金については、株主を中小企業に限定すべきではない。

以 上

³ 「行政改革の重要方針」(H17/12/24 閣議決定)

⁴ 国からの財政負担として現在行われている措置は、収支差補給金の他に、出資に対する配当免除、納税義務免除がある。

⁵ 現行の収支差補給は、「利益は全額国庫納付(法定積立金除く)する」という規定の反対解釈のもとに実施されている。